建築計画概要書の閲覧について

建築基準法における建築計画概要書の閲覧制度は、周辺住民の協力のもと違反建築物を未然に防止するとともに、併せて違反建築物の売買を防止しようとするものとして設けられたものです。

●閲覧手続き

１　閲覧を希望される方は、所管の県土整備事務所建築指導課までお越しください。

２　各県土整備事務所建築指導課窓口にて、閲覧申込書にご記入ください。

３　対象物件を特定していただくため、以下の情報を事前にご確認し、来庁されるようお願いします。

（１）確認済証の発行年月日・確認済証番号

（２）検査済証の発行年月日・検査済証番号

（３）建築主の氏名（建築確認の申請を行った方の氏名）

※所有権の保存登記を行った方となっていることが多いですが、建売住宅だった場合などは、販売した住宅メーカーとなっていることがあります。

（４）建築場所の地名地番

※建築確認の申請当時の地名等が記載された登記事項証明書（土地）や公図等で確認してください。建築確認の申請後に「土地の分筆」「住居表示の実施」や「区画整理事業による換地処分」等が行われている場合は、申請当時と地名地番が現在の情報と異なることがあります。

（５）建築年月日

※登記事項証明書（建物）等により、新築された年月日を確認してください。

●閲覧時間

午前 9 時 30 分から正午まで

午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

※土日、祝祭日を除く。

※対象物件の特定に時間を要することがあります。時間に余裕を持って来庁されるようお願いします。

●閲覧料

無料

●注意事項

・制度の趣旨を逸脱した営利目的による閲覧はできません。

・建築計画概要書は閲覧のみ可能です。写しの交付はできません。

・電話や FAX 等による対象物件の有無の確認は、誤情報及びトラブルの防止のため、原則対応しておりません。

関連：福岡県建築計画概要書等閲覧規程（昭和 46 年 3 月 9 日　福岡県告示第 206 号）